

# 原村子ども読書活動推進計画

平成21年8月  
原村教育委員会



21 世紀において活力ある国として発展するためには、次代を担う子どもたちが、たくましく心豊かに成長することが大切です。そのためにも、学校・家庭・地域が一体となり、生活体験や社会体験、自然体験など多様な活動を支援し、自ら学び、考え、行動する資質や能力、豊かな人間性等の「生きる力」を育むことができるような環境を醸成していくことが大切です。とりわけ、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く強く生きる力を身につけていく上で欠くことのできない価値があるものです。

平成 13 年 12 月に「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、すべての子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図ることを基本としています。平成 14 年 8 月、この法律に基づき、国は「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、公表しました。そして、平成 16 年 4 月、長野県は国の「基本計画」を踏まえ、「長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました。また、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえて、平成 21 年 3 月に「第 2 次長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

原村教育委員会では、平成 8 年 8 月に「原村図書館」をオープンして以来、図書館運営に力を注ぎ、貸し出し利用冊数等で大きな成果を上げてきています。

小中学校の朝読書、保育所の絵本の時間、地域福祉センターと図書館との連携でファーストブック事業等、読書活動が定着しています。また、読書ボランティアとの連携により、図書館おはなし会や小中学校での読み聞かせが行われていますが、より一層子どもの読書活動の推進を図るため、「第 2 次長野県子ども読書活動推進計画」を踏まえ、「原村子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画は、原村における「子どもの読書活動」を推進するための基本的な考えや取り組みを示したものです。

終わりに、計画の策定に当たり、ご助言いただきました「原村子ども読書活動推進計画策定会議」の委員の方々をはじめ、村民の皆様から貴重なご意見、ご提言いただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成 21 年 8 月

原村教育委員会

## 原村子ども読書活動推進計画 目次

I	はじめに .....	1P
II	基本方針と重点施策.....	1P
	重点施策.....	2P
III	子どもの読書活動の推進	
	1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進.....	3P
	2. 保育所（幼稚園）における子どもの読書活動の推進.....	5P
	3. 学校における子どもの読書活動の推進.....	6P
IV	関係機関との連携・協力.....	8P
V	広報・啓発等.....	8P

## I. はじめに

平成13年12月に「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、すべての子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図ることを基本としています。平成14年8月、この法律に基づき、国は「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、公表しました。そして、平成16年4月、長野県が国の「基本計画」を踏まえ、「長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました。また、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、平成21年3月に「第2次長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

原村では、小中学校の朝読書、保育所の絵本の時間、地域福祉センターと図書館との連携でファーストブック事業等、読書活動が定着しています。また、読書ボランティアとの連携により、図書館おはなし会や小中学校での読み聞かせが行われていますが、より一層子どもの読書活動の推進を図るため、「第2次長野県子ども読書活動推進計画」を踏まえ、「原村子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画は、原村における「子どもの読書活動」を推進するための基本的な考えや取組を示したものです。

## II. 基本方針と重点施策

子どもの自主的な読書活動を習慣付けるには、乳児期から保護者とともに読書に親しむことが必要です。

家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センターにおいて、親子で読書に親しむ体験ができる機会を積極的に作り、子ども達にとって読書活動が日々の習慣となるような支援や子どもの読書環境の整備・充実が不可欠です。

子どもの読書活動の推進に関する法律施行にあたり衆議院文部科学委員会における附帯決議でも、「子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのために、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること」とその充実の必要性を明記しています。

原村では、子どもの読書活動を推進するため、「第2次原村生涯学習基本構想」を踏まえ、子どもの成長に応じて子どもが読書に親しめる具体的な取組を掲げ、子どもの読書に必要な環境整備に努めます。

なお、読書は、本来個人的、内面的な営みであり、大人が強制したり干渉したりするものではありません。この推進計画は、すべての子どもたちが自由に本と出会うことができる機会をつくり、自主的な子どもの読書活動を保障するための環境作りをめざすものです。

この推進計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間の取組を示したものです。

## 重点施策

1. 子ども読書活動の主軸となるような活動を継続し、家庭での読書をすすめます。
  - ・ファーストブックプレゼントの実施とセカンドブックプレゼントの検討をします。
  - ・毎日の保育所・幼稚園の絵本の時間、毎朝の小中学校の全校読書の実施に努めます。
2. 読書ボランティアの育成及び学校図書館等関連機関との連携を図ります。
  - ・読書ボランティアと連携・交流を図りながら、ボランティアの育成に努め、関係機関の読書活動や環境整備等の支援など、幅を広げていきます。
3. 5年後には、朝読書以外でも1ヶ月に1冊以上、全小中学生が本を読む環境の整備を進めます。
4. 各地区のコミュニティ活動の中に、子ども読書活動を生かした取組を入れていきます。
  - ・地区行事に、おはなし会等を取り入れるよう、協力体制を整備します。
5. 「子ども読書活動推進連絡会」を開催します。
  - ・子ども読書に係わる関係機関、関係者のネットワークを図ります。(毎年1回)
6. 司書教諭の小中学校配置に努めます。
  - ・学校や家庭における読書活動を、さらに推進するよう、小中学校に司書教諭を発令するよう努めていきます。

### Ⅲ. 子どもの読書活動の推進

#### 1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

##### 現状と課題

子どもの読書習慣は、日常の生活を通じて形成されるものです。現在、子ども達の日常には、テレビ、パソコンなどのメディアを通じて大量の情報が溢れています。そのようなメディアとの関わりが増えるに従い、読書時間も減り、人とのコミュニケーションも不足し、人間関係の希薄化や、思考力、想像力の低下などが懸念されています。そうした親子・友人関係の形成や思考力、想像力の育成のためにも幼少時からの家庭での読み聞かせや、親子で読書を楽しむなど、親子のふれあいの手段としても読書は有効です。

平成20年11月実施のアンケート結果では、読み聞かせをしている未就学児の保護者は95%でしたが、習慣化されている家庭が81%でした。また、小学校の1～2年生で読み聞かせをしている家庭が61%で、成長するに従って読み聞かせから遠のく保護者の姿がうかがえます。日常の生活の中に読書が位置付くよう、幼児期だけでなく小学校低学年まで家庭における読み聞かせを定着させることは重要です。

本村では平成14年度から「本を通じた親子のコミュニケーションづくり」を目指したファーストブック事業を行ってきましたが、それを機に読み聞かせを始める家庭も見られました。更にセカンドブック事業の検討を行うと共に、家庭での読み聞かせや読書活動の重要性について理解を深め、子どもの成長に応じた読書に対する興味や関心を引き出すことができるよう、家庭教育読書講座等の学習機会の拡充を推進することが課題です。

#### (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

##### ① 子どもの読書活動推進における家庭・地域の役割

家庭において、子どもが読書の習慣を身につけるために、保護者の読書に関する理解は必要です。テレビ、ゲーム、携帯電話やインターネットに長時間費やすことのないよう、親子で読書を楽しみながらコミュニケーションを図れるように、家庭の中で保護者が子どもの行動を見守り、環境づくりをすることが大切です。

地域においても、催し物に本を利用したイベントを組み込むなど、地域ぐるみで子どもが本と出会う機会を作っていくことも重要です。

##### ② 家庭・地域における子どもの読書活動推進のための具体的な取組

- ・ファーストブック事業の折、絵本を通じて親子のコミュニケーションを図ることの重要性を説明し、家庭での読書環境づくりと図書館利用について呼びかけます。また、セカンドブックについて検討していきます。
- ・保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センターそれぞれが、家庭における読書の啓発を図るよう促します。特に、小学校低学年の子どもを持つ家庭においては、スムーズに一人読みに移行できるよう、家庭での読み聞かせの充実を促進します。

- ・図書館では乳幼児向けのおはなし会や、親子向け読書講演会を開催して親子で読書に親しむ機会を積極的に設けます。

## (2) 地域福祉センターとの連携の中での子どもの読書活動の推進

### ① 子どもの読書活動推進における地域福祉センターの役割

地域福祉センターは、胎児期から未就園児の親子との関わりが多く、子どもが本に出会うスタート地点といえます。読書は、日常の生活の中で保護者と子どもの習慣として取り入れていくものであり、愛着形成にも繋がることから、保護者が積極的に生活習慣として継続していけるよう支援することが求められます。そのためには、まず保護者が本の役割や、読み聞かせ、読書の必要性に気づくことが大切であり、保護者自身が日頃より本と触れ合う時間を持ち、親子が本を通じてコミュニケーションを図るなどの時間を作れるような働きかけが必要です。

### ② 地域福祉センターにおける子どもの読書活動推進のための具体的な取組

#### (ア) ファーストブック事業

毎年2回、およそ5ヶ月～10ヶ月児を対象に行われる原村誕生会において、図書館との連携により、絵本の贈呈を行います。乳児期からの本との出会いを促進し、絵本の読み聞かせの習慣付けを促します。

#### (イ) 読み聞かせ・読書の重要性の啓発

- ・子育てサロンの場や保健センターなどで行われる健診・教室・子育て相談等を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を支援します。
- ・子育てサロンにおいて絵本の読み聞かせを協力して実施します。
- ・健診等で積極的に絵本の読み聞かせを実施するよう促します。
- ・保健センターに絵本を置き、親子が身近に多くの本に触れられる環境作りを支援します。

## (3) 図書館における子どもの読書活動の推進

### ① 子どもの読書活動推進における図書館の役割

図書館は幅広い分野の本があり、子どもにとっては自由に本を選び、読書を楽しむ、保護者にとっては、自分の子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの本について相談できる場所です。また本村において、読書施設の中心的役割を担い、保育所、幼稚園、学校、地域福祉センターの読書活動を支援していく責任があります。

### ② 図書館における子どもの読書活動推進のための具体的な取組

#### (ア) 子ども達の読書活動を高めるための取組

- ・乳幼児、小学生、中学生を対象としたおはなし会を実施します。
- ・年齢別子ども向けのおすすめ本リストの提供を行います。
- ・援助の必要な子ども（外国人、障害のある子どもを含む）に本の提供や、館内利用の支援をします。
- ・広報・ホームページ・サラダチャンネルにて、読書活動の啓発を行います。



- ・子どもや保護者からの本の相談に応じられるよう図書館職員の資質向上に努めます。

(イ) 図書館資料の充実

- ・幅広い資料の収集に努め、必要に応じて保育所、幼稚園、学校に資料の提供をします。
- ・中高生向けのヤングアダルト図書の充実を図ります。

## 2. 保育所（幼稚園）における子どもの読書活動の推進

### 現状と課題

平成20年11月実施のアンケートの結果から、絵本を好きな子どもがほとんどですが、毎日読み聞かせをしている家庭は全体の半数以下であり、読み聞かせが日常的なものにはなっていない状況が見られます。

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、家庭での読み聞かせを行うことは重要であることから、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義を啓発していく必要があります。

#### ① 子どもの読書活動推進における保育所（幼稚園）の役割

保育所（幼稚園）は、家庭と同様、子どもが多く時間を過ごす場であり、全ての子どもに等しく絵本等を提供できる最適な場所です。絵本を通して豊かな言葉を知り、絵本の楽しさを日常的に体験できる場所であり、幼児期において読書の習慣の基礎を築く重要な役割を担っています。

#### ② 保育所（幼稚園）における子どもの読書活動推進のための具体的な取組

##### (ア) 子どもが幼児期に絵本の楽しさを体験できる取組

- ・あらゆる機会に年令、発達段階、季節に応じた絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、子ども達が楽しめる工夫の充実を支援します。
- ・週に1度、絵本を家庭に貸し出し、家庭に呼びかけて親子で絵本を楽しむ取組を支援します。
- ・絵本についての講演会開催を支援し、家庭における読み聞かせの大切さを知ってもらい、家庭での読書活動の啓発を促します。
- ・図書館との連携を深め、司書が絵本や紙芝居の読み聞かせをし、積極的におはなしの世界を楽しむ機会を作ります。
- ・図書館の本を借りる活動により、絵本を楽しむだけでなく、公共の場でルールを守ったり、公共の物を大切にすることを育てます。
- ・保育者の読み聞かせや読書に対する資質を高めるよう支援します。

##### (イ) 保育所（幼稚園）の図書スペースの充実

- ・子どもの旺盛な好奇心に広く応えられるよう、幅広い分野の絵本を用意し、子どもが自由に絵本に親しめる環境の整備を支援します。

### 3. 学校における子どもの読書活動の推進

#### 現状と課題

小中学校においては、朝読書が習慣化してきており、小学校では定期的に図書時間の確保ができています。したがって、全く本に触れないという子どもはいませんが、読書の量や質には、かなり個人差が見られます。

平成20年11月に実施したアンケートでは、小学校の低学年は、本を読んでもらう機会も多く、ほとんどの児童が本に多く親しんでいます。4年生あたりから、本を読む又は、読んでもらうことが減る傾向が多く見られるようになります。

中学生になると、朝読書以外の読書では、1ヶ月に1冊も本（雑誌、マンガを除く）を読まないという生徒が、約20%見られました。一方、休み時間などに本を読んでいる生徒も見られ、16%の生徒が1ヶ月に6冊以上読んでいます。

読んでいる本の種類としては、「読み物」「マンガ」が多く読まれています。一方では「総合的な学習の時間」の導入から調べ学習の機会が増え、「文学」だけでなく「社会科学」「自然科学」「産業」などの本も、手に取られるようになっていきます。

以上のような現状の中で、司書や図書館担当職員を中心に、子ども達が少しでも本を好きになり、本を読んでもらうために、教職員による本の紹介、ボランティアの方の協力を得ての読み聞かせ、図書委員会主催の読書推進活動、図書館の展示の工夫による読書意欲の喚起など、工夫を凝らしています。今後、更に一人一人の子ども達の読書の幅を広げ、読むことについての興味や関心を引き出し、子ども達の自主的な読書活動を推進していく必要があります。

#### ① 子どもの読書活動の推進における学校及び学校図書館の役割

学校図書館は、児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こす自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たしています。

#### ② 学校における子どもの読書活動の推進のための具体的な取組

##### (ア) 子ども達の読書活動を高めるための取組

- ・各学校の実情に応じた、朝読書や読書活動の時間を作ります。
- ・読書離れが見られる小学校高学年以上の子どもへの読書活動の啓発を強化します。
- ・児童会、生徒会活動として図書委員会の活動を位置づけ、読書旬間を企画します。
- ・全校への読書意欲の啓発を図り、先生方からのお薦め本や、読書はがきなど交流を通して本への興味を深めます。
- ・民間企業や教育機関が企画する読書啓発の企画にも積極的に関わり、読書感想文コンクール参加を実施します。

- ・学校図書館便りを発行し、図書館の活動の報告や本の紹介をします。
- ・授業の中でも、村の図書館の利用を進めます。
- ・諏訪郡内の図書館との連携を図り、相互貸借等の充実を図ります。
- ・司書教諭及び学校司書を中心とした教職員の協力体制や研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

(イ) 学校図書館の図書資料の充実

- ・子ども達にもアンケートを実施し、積極的に本の受け入れに参加させていきます。
- ・教科の学習を進める上で、必要な最新のデータが掲載されている参考図書を購入して、図書資料の充実を図ります。
- ・「学校図書館図書標準」の達成を目指します。

(ウ) 読書ボランティアとの協力・連携

- ・地域のボランティアとの連携により定期的な読み聞かせを行います。

(エ) 学校図書館における子どもの読書を推進するための環境の充実

- ・子ども達が安心して読書できるような環境の整備に努めます。
- ・図書館内だけでなく、校内に季節やテーマに応じた本を展示し、図書館に足を運ぶように工夫を凝らします。

(オ) 家庭・地域における子どもの読書を推進するための環境の充実

- ・小学校低学年児童の家庭においては、スムーズに一人読みに移行できるよう、学校と家庭で連携・協力します。
- ・PTAとの連携協力を得て、家庭の中で読書が位置付くよう働きかけます。

## IV. 関係機関との連携・協力

### 1. 連携体制の整備

本計画の推進に当たり、保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センター等が連携・協力を図るため、関係者からなる「子ども読書活動推進連絡会」を設置し、必要に応じて推進会議を開き、総合的な推進体制が整備されるよう努めます。

### 2. 推進体制の具体的な取組

#### (1) 保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センターの連携協力

子どもの読書活動を一層推進していくためには、保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センター等が連携・協力していくことが重要です。このため、関係者が情報交換や様々な相談を行います。

#### (2) 読書ボランティア、PTA、保護者会、愛育部会等との連携協力

子どもの読書活動について、地域の方と連携して子どもの読書活動を支援します。また、読書ボランティアの育成に努め、研修の充実を図ります。

## V. 広報・啓発等

### 1. 広報・啓発の推進

(1) 「子ども読書の日」(4月23日)や春・秋の読書旬間を中心に、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるための行事を実施して、広報・啓発活動を行います。

(2) 新聞、広報、ホームページ、サラダチャンネル等の媒体を利用し、図書館で実施する行事等を紹介し、啓発、広報を図ります。

## 【参考資料】

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・10P、11P
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議・・・・・・・・12P
- ・原村子ども読書活動推進計画審議会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・13P

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



原村子ども読書活動推進計画審議会名簿

氏 名	所 属 等	備 考
牛山 由美	読書ボランティアグループ代表	委員長
五味 武雄	図書館協議会委員長	副委員長
芳澤 清人	教育委員長	
三橋 晋	中学校PTA会長	
伊藤 喜久美	中学校PTA副会長	
松井 正英	小学校PTA会長	
木村 寛子	小学校PTA副会長	
小林 孝彰	保育所 保護者会長	
野明 純香	母子愛育部会会長	
大石 順子	中学校教諭	
笠井 ぬりこ	小学校教諭	
阿部 千代香	保育所保育士	
望月 弘	教育長	
菊池 周吾	教育課長	
宮坂 順子	図書館司書	
小池 六津子	図書館長	
田中 淳志	図書館職員	